

# TAX NEWS

## —義援金の取扱い—

近年を振り返ると、地震・台風・豪雨などの自然災害が相次いで発生しています。最近も、大阪北部の地震や西日本を中心に降り続いた豪雨により、大きな自然災害が発生しました。そんな中で各団体等に義援金を支払った場合の取扱いについてご紹介致します。

### 法人が支払う義援金の取扱いについて

#### 1. 災害対策本部、募金団体、日本赤十字社又は社会福祉法人中央共同募金会の口座に支払った場合

⇒『国等に対する寄附金』に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

なお、日本赤十字社又は社会福祉法人中央共同募金会の口座に支払った義援金が、例えば、事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるもの（財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限る）については『特定公益増進法人に対する寄附金』に該当し、特別算入限度額の範囲内で損金算入されます。

#### 2. 認定NPO法人（特定非営利活動に係る事業に関連するもの）、公益社団法人・公益財団法人（その法人の主たる目的である業務に関連するものに限る）に支払った場合

⇒『特定公益増進法人に対する寄附金』に該当し、特別算入限度額の範囲内で損金算入されます。

#### 3. NPO法人（認定NPO法人等でないもの）、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等に支払った場合

⇒一般の寄附金に該当し、損金算入の限度額の範囲内で損金算入されます。

#### 4. 被災された取引先に対して、被災前の状態に復旧・営業活動を再開するために見舞金を支払った場合

⇒交際費に該当せず、雑費又は雑損失としてその全額が損金の額に算入されます。

#### 5. 多数の被災者を救援する目的で緊急で自社製品等を提供する場合

⇒広告宣伝費に該当するものとして損金の額に算入されます。

### 個人が支払う義援金の取扱いについて

⇒『特定寄附金』に該当するものであれば、寄附金控除に該当します。（上記1～5の支払い先であれば該当）

義援金は、地方公共団体に対する寄附金として、ふるさと納税に該当するため、寄附金控除（所得控除）の対象になります。また、認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金は、寄附金控除又は寄附金特別控除（税額控除）の選択適用となります。（ワンストップ特例制度の適用可）  
なお、NPO法人（認定NPO法人等でないもの）、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等の場合は、寄附金控除の対象となりません。

法人が義援金を支払った場合は、書類として保存しておいてください。個人の場合は、証明書・預かり証等の資料は確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示が必要となります。

またご不明点等ございましたら、お気軽に弊所担当者にご相談ください。

（文責 谷口 敬亮）